令和８年度北海道釧路江南高等学校「学校いじめ防止基本方針」

1　趣　　旨

本校は、「叡智・希望・慈愛」を校訓のもと、「学びで自立できる生徒」「夢を追求する生徒」「思いやりのある生徒」を目指す生徒像とし、進学重視型単位制高等学校として、未来の社会を担う人材の育成を目標としている。

前身の女学校時代から培われてきた、豊かな情操と高い教養の習得を目指し、心身ともに健全で品位ある生徒を育てる教育により、全ての生徒の安心・安全を保障し、いじめのない有意義で充実した学校生活を送ることができるよう「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2　いじめの理解

(1) いじめの「定義」(『いじめ防止対策推進法』第２条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの「内容（態様)」(『北海道いじめ防止基本方針』より)

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- ○　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ○　仲間はずれ、集団による無視をされる
- ○　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ○　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ○　金品をたかられる
- ○　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ○　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ○　パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会 等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築５する必要があります。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

(3) いじめの「要因」(『北海道いじめ防止基本方針』より)

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

○　いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。

○　いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

○　いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。

○　いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする)、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある)、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。 そのため、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

○　いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。 そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの「解消」(『北海道いじめ防止基本方針』より)

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。 ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

①　いじめに係る行為が止んでいること 被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。 いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(5) 重大事態の「定義」

(『いじめ防止対策推進法』第 28 条より)

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(『北海道いじめ防止基本方針』より)

○ 一の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

・児童生徒が自殺を企図した場合(自殺を図った、自殺を図ろうとした場合)
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合　　などが該当する。

○ 二の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

・調査の主体を設置者又は学校とするかは、学校の設置者の判断による。
・附属機関の構成については、当該事案の関係者と利害関係のない者による。

(6) 重大事態が発生した疑いがあると認められる場合の報告先

重大事態が発生した疑いがあると認められる場合、釧路教育局を通じ、北海道教育委員会へ、その旨を報告する。

また、いじめられて重大事態に至ったという生徒や保護者等からの申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。(本校が相談機関等からの連絡・報告を受けた場合も同様)

3　いじめ対策委員会について

(1) 構成メンバー

校長、教頭、生徒指導部長、保健相談部長、年次主任、当該ホームルーム担任、養護教諭
スクールカウンセラー、外部専門家、関係機関等

①いじめの相談・通報を受け付ける窓口担当者・・・・・・・・・各年次主任、教頭
②いじめに関する情報等の収集と記録、共有（集約）担当者・・・生徒指導部長

(2) いじめ対策委員会の役割

①学校いじめ防止基本方針の作成、点検、見直し
・生徒、保護者、地域、関係機関等からの意見を聴取するなど
②学校いじめ防止基本方針の共通理解に係る取組
・生徒、保護者、地域、関係機関等への説明の機会を設ける
・web ページに掲載する
③年間指導計画の作成
④校内研修の企画・運営
⑤いじめ事案に関する調査や調査結果、報告等の情報の集約、整理、分析
⑥いじめ事案に係る事実確認、いじめの認知
⑦対処プランの作成・実施、校内体制の確立
⑧いじめの解消の判断

4　いじめの防止の取組について

（1）人権に関する教育の一層の充実に向けた取組

○生徒総会

○高校生ライフデザイン講座

（2）生徒の人間関係を形成する力の育成や社会性の発達を支援する取組

○年３回のピアサポートにより相手を思いやる心や、共感する心の醸成をはかる。

○構成的グループエンカウンター等の実践による人間関係の構築

○Q-U テストやきらり心理テストなどの実施

（3）生徒が自己有用感や自己肯定感等を高める取組

○毎朝の登校指導（遅刻の防止や挨拶の励行）及び中央階段前のホワイトボードを活用し自己啓発を促すなど落ち着いた学校生活を送れる環境作り

（4）生徒の社会性や規範意識を育む教育活動

○授業評価等の実践による授業規律と質の保障

○「交通安全特別講座」等、他人を思いやり、自分と仲間の命を大切にする教育の推進

○完全ノーチャイム制の実施による、自制心や自立心などの自己指導能力の育成

○外部講師を活用した「インターネット携帯電話教室」の実施や定期的なネットパトロールによる、ＳＮＳなどネットによるいじめ防止

5　いじめの早期発見・早期対応について

（１）「いじめ見逃しゼロ」に関する取組について

①いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」の支援ツール No.7「早期発見に向けたチェックリスト（学校用・家庭用）」の活用

②いじめに関する相談や通報を受けた場合には、「いつ」「どこで」「誰が（に）」「何を」「どのように」など具体的に聞き取り、速やかに「学校いじめ対策組織」の窓口担当者（各年次主任または教頭）へ報告

（２）いじめの積極的な認知の取組について

①全教職員で「いじめ防止対策推進法」や「学校いじめ防止基本方針」についての共通理解を図る校内研修の実施

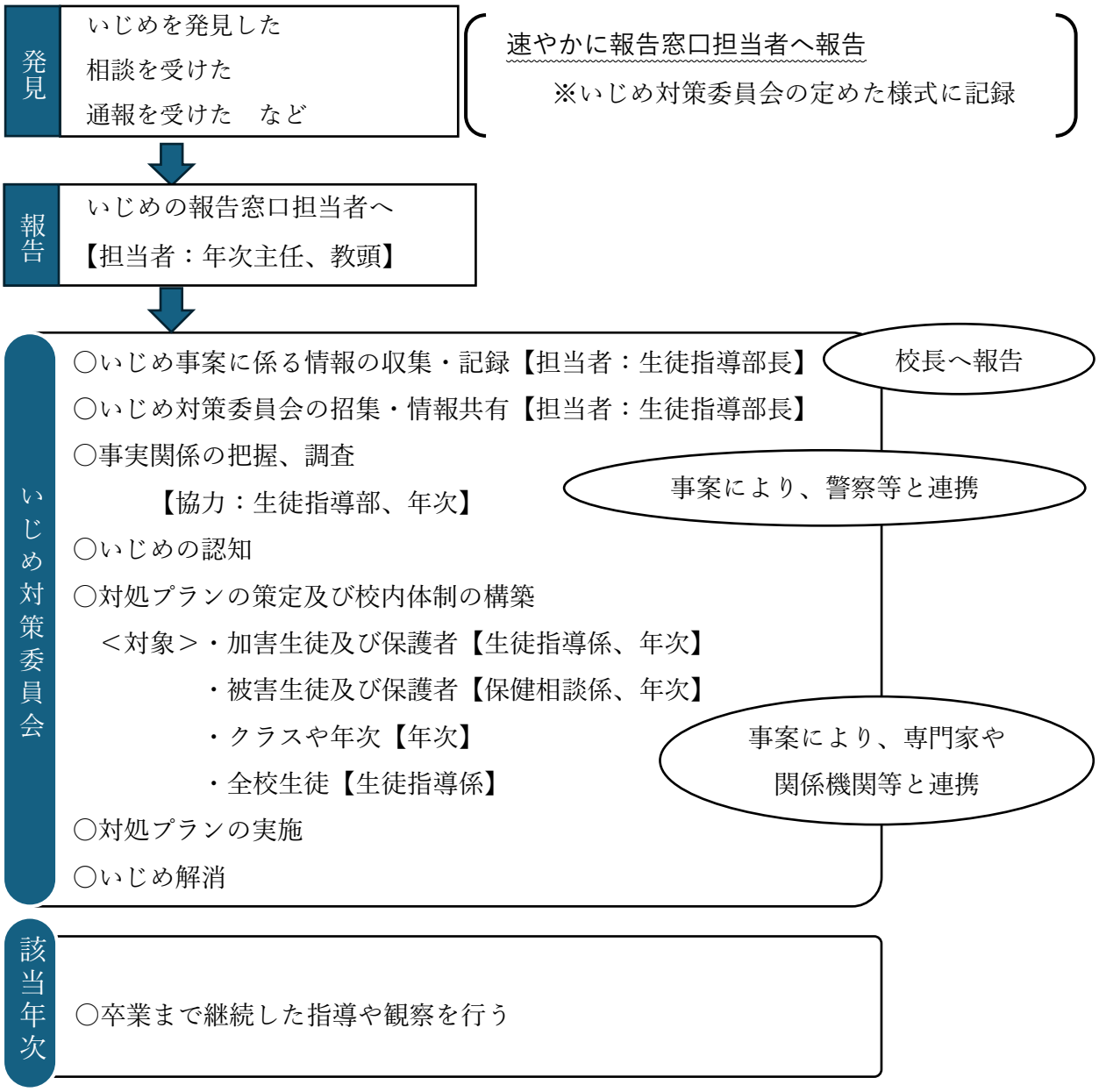
②担任との定期的な面談や年２回のいじめアンケート調査の実施

③いじめアンケートや HyperＱ－Ｕテスト、心と身体のチェックを等の定期的な実施と活用に関する教職員研修の実施及び情報共有

④教育相談委員会を機能させた、一人ひとりの生徒への組織的な教育相談体制の確立

⑤警察と連携し、「防犯・インターネットモラル講座」の実施

6　いじめ発見時の対応について



6　年間指導計画（いじめ防止プラン）

	早期発見・早期対応	いじめの防止	学校いじめ防止基本方針の点検・見直し	校内研修
4月	・いじめ対策委員会① ・きらり心理テスト ・スクールカウンセラーによるカウンセリング（通年） ・ネットパトロール（通年） ・「早期発見に向けたチェックリスト」の活用（通年）	・江南の朝（通年） ・対面式 ・壮行会 ・グループエンカウンター ・交通安全講座	・学校いじめ防止基本方針の点検、web ページに掲載 ・学校いじめ防止基本方針の保護者等への説明	・学校いじめ防止基本方針の共通理解に関する研修
5月	・いじめアンケート ・いじめ対策委員会② ・教育相談	・ピアサポート ・防災安全訓練		
6月	・いじめ対策委員会③ ・教育相談	・ストレスマネジメント講座 ・保護者進路説明会 ・防犯・インターネットモラル講座		・事案対処に関する研修
7月	・心と体のチェック① ・いじめ対策委員会④ ・教育相談	・高校生ライフデザイン講座		・スクールカウンセラーと連携した研修
8月				
9月	・いじめ対策委員会⑤ ・教育相談	・進路フェア ・防災安全訓練 ・ピアサポート	・学校いじめ防止基本方針の見直し（生徒総会）	
10月	・心と体のチェック② ・hyperQ－Uテスト ・いじめ対策委員会⑥ ・教育相談			・QU テストに関する校内研修
11月	・いじめアンケート ・いじめ対策委員会⑦			・いじめ防止に関する研修
12月	・いじめ対策委員会⑧			
1月	・心と体のチェック③ ・いじめ対策委員会⑨	・ピアサポート	・学校いじめ防止基本方針の見直し（保護者・関係機関等）	
2月	・いじめ対策委員会⑩			
3月	・いじめ対策委員会⑪		・学校いじめ防止基本方針の見直し	